Vo l .5
令和７年３月

基山町木山口町まちづくり協議会

# きやまぐち

## （1）はじめに

本町は、古くから交通の要衝として様々な特徴ある歴史を育んできました。特に古代では、国の特別史跡に指定されている特別史跡基肄（椽）城が築かれ、この時代と同時期の官道も確認されています。江戸時代には長崎街道が通り木山口町は街道沿いの町場として賑わい栄えました。このように栄えた木山口町を歴史的文化遺産と人々の活動を一体的に維持・向上し、今後の歴史まちづくりを推進していくために、『基山町歴史的風致維持向上計画』が国の認定（平成 31 年１月 24 日認定）を受けたことを契機とし、木山口町の歴史まちづくりを官民協働で推進していくことを目指し、「木山口町まちづくり協議会」が令和２年７月２９日（水）に地元関係者で組織されました。（地元の主な団体や区からの推薦により８名の会員と２名のオブザーバーにより組織されています。）令和３年度から修景助成基準の検討に取り組み、令和５年度に、修理・修景ガイドラインを作成しました。令和６年度は４年にわたって尽力していただいた前会長が勇退され、今年度から新会長の元で取組を始めました。

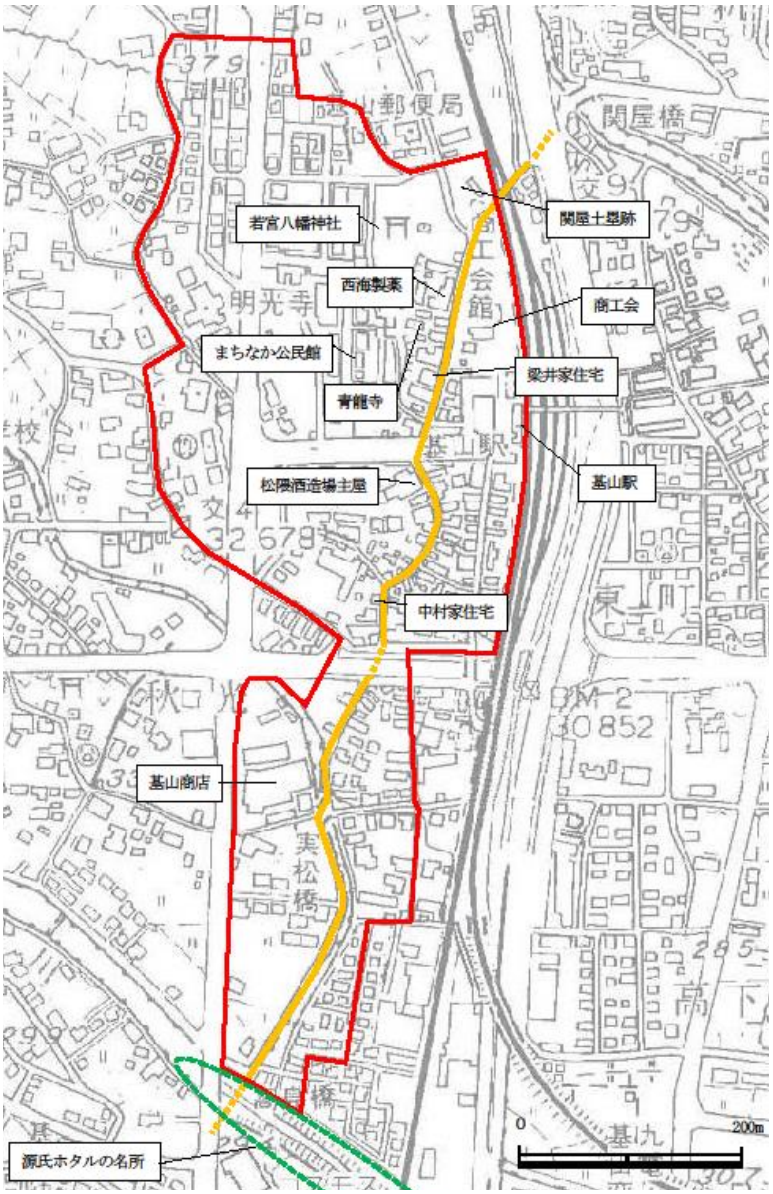


図：木山口町まちづくり協議会の事業範囲

### 『基山町歴史的風致維持向上計画』とは

この計画は、『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称、歴史まちづくり法）』に基づく、法定計画です。歴史的な建造物と歴史・伝統を反映した人々の活動等で構成される歴史的風致の維持向上を図るものです。計画は役場（教育学習課）の窓口や町のホームページ等でご紹介しています。詳しくは、教育学習課にお問い合わせいただくか、町のホームページをご覧ください。

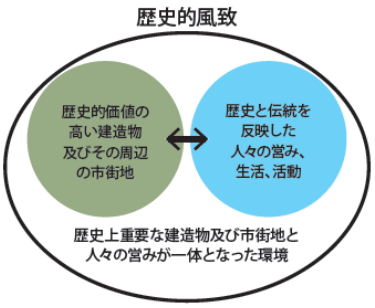

令和６年度の木山口まちづくり協議会では、前年度に策定した木山口町修理・修景ガイドラインを運用する年ということで、先進的に取り組まれている八女市福島地区の視察や修理・修景ガイドラインの概要版を作成し周知を図る等の取組を行いました。

## （２）八女市の視察（令和６年 11 月 6 日）の報告

八女市では、平成７年度から修理修景事業を開始し、令和元年までに 42 棟が竣工しています。八女福島の町家再生と地域活性化は行政主導ではなく、NPO や民間団体、住民団体との連携に特徴があります。

町家の保存状況についての研修

このように学ぶべき点が多くあることから八女市へ視察を行いました。主な研修内容は、「行政」「NPO 法人」「保存会」の取組です。

**「行政」**の取組としては、拠点施設について運営の概要や管理形態、来訪者の推移、展示内容等を研修しました。福島地区全体の歴史的背景や残っている町家の紹介、簡単なお土産を取り扱っていたり、団体の方が利用できるスペース、イベントなどでの集客を行っており、様々な取組について学ぶことができました。

行政・民間団体の取組についての研修

**「NPO 法人」**の取組としては、八女町並みデザイン研究会について説明を受けました。八女福島の街並みの修理修景の際に伝統的建築物の価値を損なうことがないように特徴的な伝統工法の継承が重要で、地元の設計士や建築士、工務店さんなどが参加されている団体です。

**「保存会」**の取組としては、町家再生と空き家の再生を行うことで町並みの保存をしていこうという団体で、壊れそうな町家を修理して、そこを利用していく。住民の要請に対しては保存会と行政が連携して対応していくような仕組みが構築されていました。

今回の研修では福島地区の保存を行うために大きく２つが必要ということでした。一つは**伝統工法の維持**、もう一つ**は空き家をつくらない**ということでした。修理しても何も活用されなければ、住民のコミュニティーも賑わいも創出が難しいということでした。

## （３）歴史的風致形成建造物修理や一般住宅等の修景に補助がでます！

令和５年度に「木山口町修理・修景ガイドライン」をとりまとめました。このガイドラインに沿った形で修理や修景をしていただくと、歴史的な意匠への上乗せ分として、**補助**を受けることができます。金額は最後の表にありますが、一般住宅の修景で最大 300 万円、外構や駐車場などの工作物の修景でも最大で 150 万円の補助を受けることができます。新築や増築、改築を考えている方は、概要について説明しますので当てはまるかご確認ください。

### 歴史的風致形成建造物の修理基準、一般住宅等の修景基準とは

**歴史的風致形成建造物の修理基準**

歴史的風致維持向上計画に基づく歴史的風致形成建造物に指定された建造物における修理事業を行う者に対して経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付するために定めた基準です。

**一般住宅等の修景基準**

歴史的風致形成建造物と一体となって良好な景観を形成する又は形成する見込みのある建造物等における修景事業を行う者に対して経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付するために定めた基準です。

### 修理事業・修景事業の対象

修理事業の対象は、町が指定する歴史的風致形成建造物です（以下の図の■［候補含む］）。修景事業の対象は、長崎街道に接する宅地にあり、かつ、長崎街道の道路上から目視できる範囲にある建造物（建築物、外構・工作物）の部分です（以下の図の青点線の範囲）。

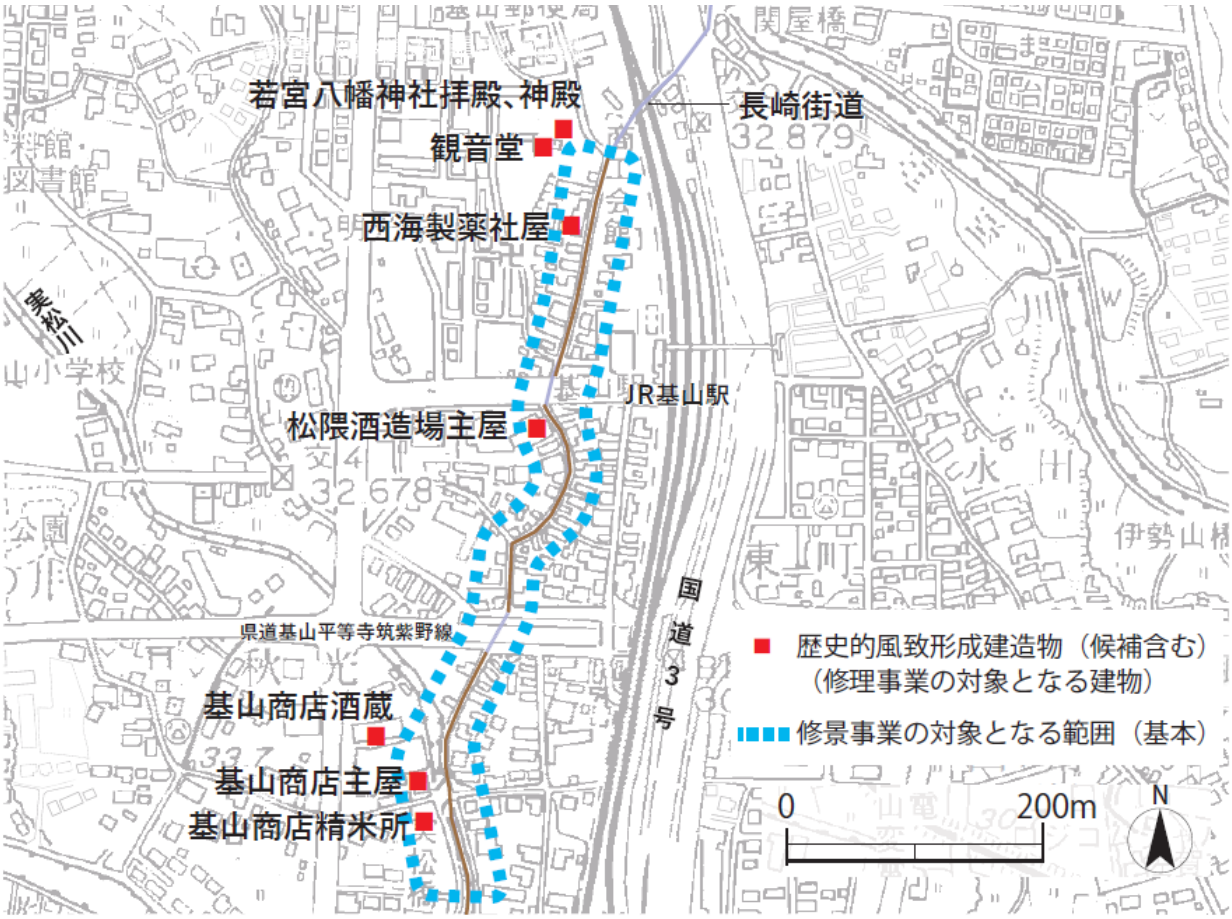


図：修理事業・修景事業の対象

## 木山口町修理・修景ガイドラインとは

『木山口町修理・修景ガイドライン』は、「歴史的風致形成建造物の修理基準」、「一般住宅等の修景基準」、「修理・修景の手続き」、「補助金の限度額等」を町民の皆さんにわかりやすく示すために作成したものです。詳しい内容に興味がある方は、木山口町まちづくり協議会事務局の基山町教育学習課　ふるさと歴史のまち推進係へのお問い合わせをお願いします。

### ○建築物の屋根形状・素材

・陸屋根は避け、屋根形状は切妻屋根、入母屋屋根、寄棟屋根等の勾配屋根とします。
・周辺となじまない洋瓦葺やその他金属葺とはせず、瓦葺、又は金属板平葺とします。

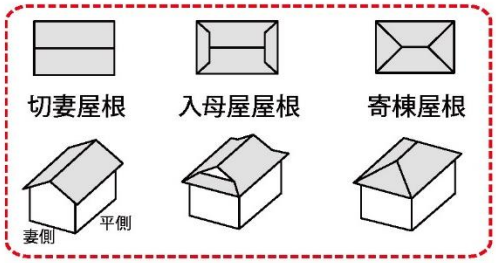


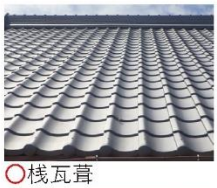
○桟瓦葺

○金属板平葺

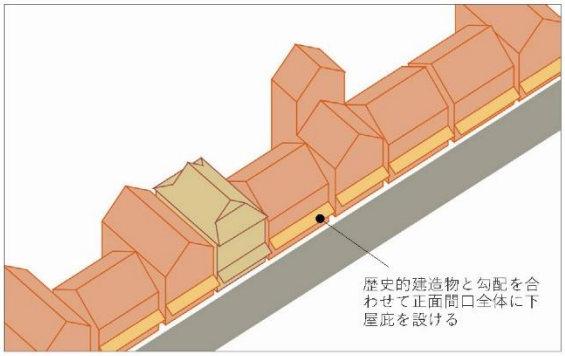


### ○建築物の壁面

・外壁面は自然素材を用い、腰壁を設ける場合は堅羽目板張りとします。

○堅目羽板張りの腰壁

### ○建築物の開口・建具

・開口部のサッシ・建具は木製とします。また、長崎街道に面した１階正面には、歴史的風致形成建造物と調和した縦格子をもうけるなど、歴史的風致に配慮します。

○縦格子の設置
（１階沿道箇所）

○木製サッシ
（周囲と調和したもの）

×木連格子戸

| 補助の対象 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|---|---|
| 歴史的風致形成建造物の修理 | 経費の2/3 | 1000万円 |
| 一般住宅等の修景（新築・増築・改修） | 経費の2/3 | 300万円 |
| 工作物の修景（外構、駐車場等） | 経費の2/3 | 150万円 |

図：修理・修景ガイドラインの概要（※修景基準のガイドラインの一部、補助限度額を抜粋）


きやまぐち　Vol.5

【編集・発行】木山口町まちづくり協議会
【事務局】　基山町教育学習課　ふるさと歴史のまち推進係（電話：0942-92-2200）
【発行日】　令和７年３月２８日